

## 『退院・退所加算』の取扱いについて

平素は大和郡山市介護保険事業の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
居宅介護支援において表記の加算に関し、算定要件の解釈について留意事項を通知します。

### 【「退院・退所情報記録書（退院時情報共有書）」への記載について（カンファレンス以外の方法の場合）】

#### ① ・面談を要すること

基本的には介護支援専門員が病院等に赴くなど、病院等の職員と面談を行なった上で必要な情報を得て記載するものとする（利用者、又はその家族の同意を得た上で、ICTを活用して病院等の職員と面談した場合も含む）。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第5報）」問4より「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより算定可能」となっている。その都度病院等へ確認を行った上で、やむを得ない理由がある場合に関しては、その旨を記録しておくこと。

#### ・「情報記録書（情報共有書）」の作成は介護支援専門員が行なうこと

情報共有を行なった上で、結果として病院等の職員が自ら「情報記録書」を記載することを妨げるものではない。ただし基本的には介護支援専門員が作成するものである事より、看護サマリーに必要な情報が記載されていたとしても、看護サマリーのみを以て「情報記録書」に代わるものとして取り扱う場合は加算の対象外とする。

#### ② 上記の方法により必要な情報を得た上で居宅介護サービス計画を作成し、居宅サービス、又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なっていること。

#### ① ② の要件を満たした場合『退院・退所加算』の対象となる旨に留意下さい。

※加算要件を満たしていない算定に関しては過誤の対象となります。

尚、当通知内容は和和郡山市ホームページにも掲載しています。

参照：介護報酬の解釈 令和3年4月版 [単位数表編] P863～

大和郡山市福祉部  
介護福祉課介護給付係  
TEL 0743-53-1657（直通）